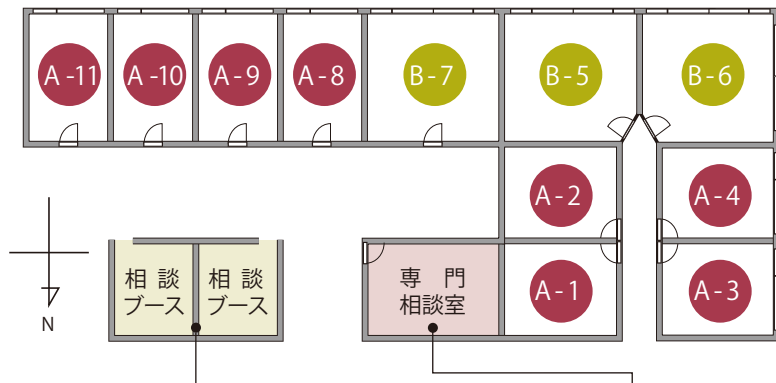


# 創業支援室 秋田県庁第二庁舎3階 を ご活用ください!



## 創業支援室間取り



## 支援室利用者へインタビュー

2018年4月入居

サポート・ライブのむさん  
代表 野村 宗俊さん



当社は、住まいのリフォーム全般に関する業務を行なっています。

独立時に事務所を探していたところ、創業支援室を知り、すぐに入居を決めました。

秋田市内の中心地にありながら家賃が安く、周辺の行政機関へも足を運びやすい利便性の高さが魅力です。県庁内に事務所があるということでお客様への信頼性が高まりますし、来客時には駐車場や相談ブースを利用できるので助かります。

とても満足しているので、入居期間最大の3年間にフルに活用していきたいです。

## 秋田県庁第二庁舎3階 創業支援室



## 創業支援室とは？

秋田県が本県産業における新たな事業への取組を支援するために、秋田県庁第二庁舎3階に設置したものです。

○Aタイプ (25㎡以下／月額使用料22,000円) 8部屋

○Bタイプ (48㎡以上／月額使用料52,380円) 3部屋

計11部屋の創業支援室

※消費税率の変更があった場合、使用料の改定を行います。

入居期間：1年間

ただし、継続審査により最大3年まで入居可能です。  
入居手続き等は、あきた企業活性化センターがご案内します。

便利な立地条件

24時間通年利用可能

保証料・敷金不要 電話設置・電気料金等は自己負担

あきた企業活性化センターが  
伴走支援します!!

あきた企業活性化センターは、創業・起業したい方はもちろん、中小企業の皆様が抱える様々な課題解決をサポートしています。第二庁舎2階に事務所があり、創業支援室に入居している皆様には伴走して支援します。

## 入居対象者とは？

※次のいずれかに該当する個人または法人



起業したい



県内で事業を開始して  
5年未満の個人または法人の方



企業連携等により  
新業種・新業態へ進出したい

## あきた企業活性化センター支援メニュー

創業・起業

販路・取引拡大

人材育成

相談・経営指導

新商品・技術開発

情報提供

設備導入

知財活用

働きやすい環境だから仕事も楽しくなる

入居を希望される方は、お気軽にあきた企業活性化センターまでお問合せください。



公益財団法人あきた企業活性化センター 総合企画部総合相談課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 県庁第二庁舎2階  
TEL.018-860-5610 FAX.018-863-2390  
E-mail soudan@bic-akita.or.jp

あきた企業活性化センター

検索

